



お知らせ

鈴鹿市制施行80周年記念事業 キックオフイベント

総合政策課 ☎382-9038 📠382-9040

市内の花や植木を使った記念フォトオブジェ(壁面緑化)を鈴鹿フラワーパークに設置し、鈴鹿市制施行80周年のキックオフを宣言します。当日のイベントの様子については、YouTubeでオンライン配信しますので、ぜひご覧ください。なお、記念フォトオブジェは1カ月設置します。撮った写真をSNSへ投稿するなどして、一緒に80周年を盛り上げましょう。

※三重県が実施する令和4年度県民の日記念事業と協同で開催します。

と き 4月16日(土)10時~11時

ところ 鈴鹿フラワーパーク東エントランス広場(加佐登町1690-1)

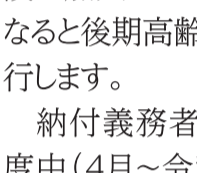
内 容 記念フォトオブジェの設置(5月15日(日)まで)



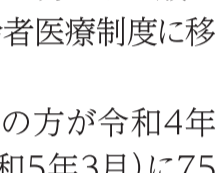
出席者 三重県知事、鈴鹿市長、県議、市議、鈴鹿市シティセールス特命大使(中村好江さん、衛藤昂さん)、県民の日記念事業に協力いただいた団体(野町保育園園児、鈴鹿グリーンホーム利用者)など

※みえ応援ポケモン「ミジュマル」や「ベルディ」も参加します。

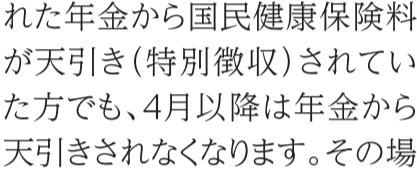
協力 神戸高校放送部、鈴鹿市植木振興会



中村好江さん
(ジャズトランペッター)



衛藤昂さん
(リオ・東京2020オリンピック走高跳日本代表)



神戸高校放送部

75歳になる方の 国民健康保険料は 年金天引きされません

保険年金課 ☎382-9290 📠382-9455

国民健康保険などの健康保険に加入している方は、75歳になると後期高齢者医療制度に移行します。

納付義務者の方が令和4年度中(4月~令和5年3月)に75歳になる場合は、2月に支給された年金から国民健康保険料が天引き(特別徴収)されていた方でも、4月以降は年金から天引きされなくなります。その場合、納付書や口座振替(普通徴収)によって国民健康保険料を納める必要がありますので、7月中旬に送付する令和4年度国民健康保険料納付通知書でご確認ください。

※後期高齢者医療制度については福祉医療課(☎382-7627)へお問い合わせください。

国民年金加入の届け出を お忘れなく

保険年金課 ☎382-9401 📠382-9455

国民年金制度では、国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての方に、国民年金への加入が義務付けられています。退職などで年金の被保険者の種別が変わる方は、必ず届け出を行ってください。届け出をしないと、将来受け取る年金額が少なくなるだけでなく、給付を受けられない場合がありますので、ご注意ください。

◆国民年金被保険者の種別

○第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業者、学生、フリーターなど

○第2号被保険者

会社員や公務員(厚生年金加入者)など

○第3号被保険者

会社員や公務員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

◆こんなときは

○会社などを辞めたとき

扶養されている配偶者も含め、国民年金加入の届け出が必要です。保険年金課または地区市民センター、津年金事務所で手続きしてください。

※必要書類などは、津年金事務所または保険年金課へお問い合わせください。

○会社などに勤めたとき

会社などが年金事務所へ届け出をしますので、本人の届け出は不要です。また、扶養されている配偶者(第3号被保険者)の届け出も不要です。

問合せ 津年金事務所(☎059-228-9112)、保険年金課

国民健康保険傷病手当金 支給の適用期間延長

保険年金課 ☎382-7605 📠382-9455

国民健康保険傷病手当金支給の適用期間について、6月30日(木)まで延長します。

対象 鈴鹿市の国民健康保険に加入している被用者(給与の支払いを受けている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない期間のある方

支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数

※支給対象日数とは、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数です。

※給与収入の全部または一部を受け取ることができる方は、その期間中は傷病手当金を支給しません。ただし、その受け取ることができる給与収入の額が、算定される支給額より少ないときは、差額を支給します。

適用期間 令和2年1月1日から令和4年6月30日(木)の間で、療養のために労務に服することができない期間

※入院が継続する場合などは、最長1年6カ月まで延長されます。

申込み 申請には、指定の様式による事業主や医療機関の証明が必要です。詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

障がいによる各種手当の 額改定

障がい福祉課 ☎382-7626 📠382-7607

4月分から、次のとおり手当額が改定されます。

手当名	改定前(月額)	改定後(月額)
特別児童扶養手当(1級)	5万2,500円	5万2,400円
特別児童扶養手当(2級)	3万4,970円	3万4,900円
障害児福祉手当	1万4,880円	1万4,850円
特別障害者手当	2万7,350円	2万7,300円
経過的福祉手当	1万4,880円	1万4,850円

お知らせ

支援対象児童等見守り強化事業の支援世帯募集

子ども家庭支援課 ☎382-9140 📠382-9142

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少しているため、見守り強化事業を実施します。

募集世帯 市内にお住まいで、家庭の生活支援を必要としている子どものいる世帯

内容 事業者が月2回程度家庭訪問し、子どもの日頃の様子をお聞きするとともに、世帯人数分の弁当や食品などを配達します。

募集数 20世帯程度

料金 無料

申込み 4月20日(水)までに、電話で鈴鹿市社会福祉協議会(☎382-5971)へ

※必ず保護者の方がお申し込みください。

子育て支援 ショートステイ事業

子ども家庭支援課 ☎382-9140 📠382-9142

保護者の事情により養育が一時的に困難になった場合や、緊急的に保護を必要とする場合は、児童養護施設などで児童をお預かりします。

対象 病気や出産、冠婚葬祭、仕事、育児疲れなどで児童の養育が一時的に困難となった保護者

料金 保護者の所得に応じて費用が必要な場合があります。

申込み・問合せ 電話で子ども家庭支援課へ

※事業の詳細は、市ホームページ(🏠<https://www.city.suzuka.lg.jp/life/benri/7205.html>)をご覧ください。

骨髄移植ドナーなどを支援します

健康づくり課 ☎382-2252 📠382-4187

市では、移植を必要とする人に骨髄などを提供するため、骨髄移植ドナー(提供者)となった市民とそのドナーが働く市内の事業所に対して、助成を行っています。ぜひご活用ください。

対象

①市内に住所があり、日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄などの提供を完了した方

②骨髄などの提供が完了した日から引き続いて①の方を雇用している市内に本店または主たる事業所を有する事業者(ドナー休暇制度を導入している事業者を除く)

助成金額

①通院、入院日数×2万円(1回の提供で10万円を限度)

②通院、入院日数×1万円(1回の提供で5万円を限度)

申込み 骨髄などの提供後、90日以内に所定の申請書を健康づくり課(土・日曜日、祝日を除く8時30分~17時15分)へ

問合せ 骨髄提供について: 日本骨髄バンク(☎03-5280-1789)、助成制度について: 健康づくり課

訪問理美容サービス 出張経費の一部支援

長寿社会課 ☎382-7935 📠382-7607

対象 市内に住所があり市内在住の40歳以上の方のうち、次のいずれかに該当する方

- ・要介護3から5と認定されている方
- ・身体障害者手帳1・2級を持ち、障がい名が下肢または体幹機能障害である方

内容 家庭を訪問する理美容サービスの出張経費(1回につき上限2,000円、最大4回まで)の支援

※回数は申請月により異なります。

※利用には、毎年度申請が必要です。

申込み 介護保険被保険者証または障害者手帳の写しを持って、長寿社会課または地区市民センターへ

県営住宅入居者 4月定期募集

住宅政策課 ☎382-7616 📠382-8188

ところ 北勢ブロック:桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、亀山市

申込み・問合せ 4月30日(土)まで(消印有効)に、申込用紙に必要事項を記入の上、郵送で指定管理者(鈴鹿亀山不動産事業協同組合〒510-0253 寺家町1085-1 ☎373-6802)へ

※申込用紙は、三重県各建設事務所または県営住宅指定管理者で入手できます。

納税の夜間窓口

納税課 ☎382-9008 📠382-7660

とき 4月27日(水)・28日(木) 17時15分~20時

ところ 納税課

内容 市税の納付、納税相談、口座振替の手続きなど

※北通用口は利用できません。南玄関からお越しください。

農業集落排水接続促進 補助金の申請受付

営業課 ☎368-1674 📠368-1685

対象 農業集落排水処理施設に接続するため、新たに公共ますを設置し、条例に定める手続きを適正に行っている方

対象経費および補助金額

汚水を農業集落排水処理施設に流入させるために必要な公共ます設置工事に係る対象経費の2分の1の金額(上限15万円)

※この事業は、予算の範囲内で実施し、予算額に達した時点で打ち切ります。

合併処理浄化槽設置費の補助申請受付

営業課 ☎368-1674 📠368-1685

対象地域 次の区域を除いた地域

- ・下水道事業計画区域
- ・農業集落排水事業区域
- ・大型合併処理浄化槽処理区域

対象となる合併処理浄化槽

- ・5人槽から10人槽までの国庫補助対象となる合併処理浄化槽

対象費用

- ・住宅などの新築における合併処理浄化槽の設置
- ・既設の単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合における合併処理浄化槽設置、配管、単独処理浄化槽の撤去

補助金額

- ・新築による設置(5人槽):12万6,000円から
- ・合併処理浄化槽への転換(5人槽):25万5,000円から
- ・撤去費:9万円
- ・配管費:6万円

※この事業は、予算の範囲内で実施し、予算額に達した時点で打ち切ります。

※詳しくは、上下水道局ホームページ(🏠<https://www.city.suzuka.lg.jp/suido/>)をご覧ください。

公共下水道使用区域拡大

営業課 ☎368-1673 📠368-1685

3月31日から、公共下水道を使用できる区域が約47ヘクタール拡大しました。これにより、すでに供用している区域と合わせて約2,270ヘクタールの区域で公共下水道が使用できるようになりました。

供用開始区域 庄野、牧田、白子、稻生、飯野、玉垣、栄の各一部

下水道マスコットキャラクター「ススイ」

5月の水道料金などの納期限・口座振替日変更

営業課 ☎368-1670 📠368-1685

4月検針分の水道料金などの納期限および口座振替日は、大型連休に伴い、5月10日(火)から12日(木)に変更となりますのでご注意ください。

有料広告

弁護士 古市太一
弁護士 古市佳代

離婚 交通事故 相続 民事

すずか市民 総合法律事務所

- 「地元出身」弁護士「夫婦」による親身な対応
- 鈴鹿市市民相談担当弁護士

相談料 40分4,500円 (但し、離婚相談は40分3,000円)

相談予約専用ダイヤル ☎050-5887-7422

鈴鹿市中江島町13-11 アルビレオ1A

ともに、時をつなぐ。

第一不動産販売

不動産に関するお問合せはカスタマーサービスセンター(CSC)まで ☎0120-171-172

本社 鈴鹿市桜島町七丁目16-3 (伊勢鉄道「玉垣駅」徒歩約1分)
四日市店 四日市市南訪町3-16 東南ビル203 (四日市市役所徒歩約1分)

(公社)三重県宅地建物取引業協会会員 三重県知事(4)2840号 株式会社第一不動産販売

鈴鹿のことは、裁判所前の当事務所で 遺言・相続・離婚・事故(交通、労災)は **初回相談30分無料**

Web予約可

三重弁護士会所属 弁護士 石坂俊雄 村田正人 福井正明 伊藤誠基 森一忠

三重合同法律事務所

TEL:059-226-0451 〒514-0033 津市丸之内33番26号 H.P:「三重合同法律事務所」

婚活 結婚相手探しませんか?

安心と信頼の マル通マーク (CMS)取得

お相手探しから結婚に至るまで親身にサポートします。ご両親からのご相談も歓迎です。まずはお気軽にお電話ください。

婚活サロン 鈴鹿 カウンセラー 田中あこ (旧名:全国仲人連合会)

☎059-392-7368 鈴鹿市十富 4-25-16(予約制) 日本結婚相談所連盟 正会員数店舗

※「広報すずか」の発行経費の一部に充てるため、有料広告を掲載しています。内容に関する責任は広告主に帰属します。

※有料広告掲載に関するお問い合わせは、情報政策課(☎382-9036)へ

📣 お知らせ

春の全国交通安全運動

交通防犯課 ☎382-9022 📠382-7603

4月6日(水)から15日(金)まで、春の全国交通安全運動が実施されます。春は行楽に行く方が増加し、人や車の動きが活発になるため、交通事故に遭う危険性が高くなります。市民の皆さん一人一人が交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

運動の重点

- ・子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ・歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ・自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

AV出演強要・JKビジネス等被害防止月間

交通防犯課 ☎382-9022 📠382-7603

4月はAV出演強要・JKビジネス等被害防止月間です。

近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、JK(女子高生)ビジネスと呼ばれる営業により、若年層の女性が性的な暴力被害に遭うなどの問題が起きています。特に、年度当初は進学、就職などに伴い若者の生活環境が大きく変わる時期で、こうした被害に遭うリスクが高まること予想されます。少しでも不安に思うことがあれば、相談窓口をご利用ください。

※相談無料で、秘密は厳守します。

相談窓口

- ・みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」(☎059-253-4115 土・日曜日、祝日を除く10時～16時)
- ・三重県男女共同参画センター「フレテみえ」(☎059-233-1133 火～日曜日9時～12時、火・金～日曜日13時～15時30分、木曜日17時～19時)
- ・三重県女性相談所(三重県配偶者暴力相談支援センター ☎059-231-5600 月・水・金曜日9時～17時、火・木曜日9時～20時)

令和4年度河川愛護モニター募集

河川雨水対策課 ☎382-7614 📠382-7612

日常生活の範囲内で把握できる、河川の利用状況・ゴミなどの不法投棄・水質異常・沿川地域要望を河川管理者へ報告していただく河川愛護モニターを募集します。

対象 満20歳以上の健康な方で河川に接する機会が多く関心のある方

期間 7月1日(金)から1年間

モニター区間 鈴鹿川左岸(四日市市河原田町 国道23号線塩浜大橋付近～鈴鹿市高岡町 鈴鹿橋付近)

定員 1人

※予算の都合により、採用人数を調整する場合があります。

申込み・問合せ 5月27日(金)まで(必着)に応募用紙を、直接、郵送、ファクスまたは電子メールで国土交通省三重河川国道事務所河川占用調整課(〒514-8502 津市広明町297 ☎059-229-2218 📠059-229-2231 📧cbr-mie@mlit.go.jp)へ

※応募用紙は、三重河川国道事務所またはホームページ(🏠<https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/aigo/index.html>)で入手できます。

緑の募金にご協力を

農林水産課 ☎382-9017 📠382-7610

緑の募金は、おいしい水やきれいな空気、地球温暖化の防止など、多くの恵みを与えてくれる森林を育むため、植樹や育樹の支援などに役立てられています。将来の世代に豊かな地球環境を残すため、皆様のご協力をお願いします。

募金方法 5月31日(火)までに農林水産課、地区市民センターに設置する募金箱へ

※募金箱設置場所には、払込取扱票を添付したリーフレットも置いてありますので、ご活用ください。

ほ場から出るときは農機の泥を落としてください

農林水産課 ☎382-9017 📠382-7610

農作業後、農機に付着した泥のかたまりが車道や歩道に落ちる場合があります。これらの泥のかたまりは、他の自動車だけでなく、歩行者、バイク、自転車などの通行の妨げになり、事故につながる可能性があります。環境美化と交通安全のためにも、農機の泥を落としてから道路を走行するようにしてください。

もし道路が汚れてしまった場合は、速やかに清掃をお願いします。

利用状況調査結果の公表

農業委員会事務局 ☎382-9018 📠382-7610

令和3年7月から8月にかけて実施した農地の利用状況調査について、その結果を示した荒廃農地の地図が閲覧できます。

ところ 農業委員会事務局(市役所本館7階)

🍴 催し物

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期する場合があります。中止などは、市ホームページでお知らせします。

鈴鹿市いきいき健康スポーツクラブ参加者募集

スポーツ課 ☎382-9029 📠382-9071

対象 昭和37年4月27日以前生まれ(60歳以上)の市内在住の方

期間 4月27日～令和5年3月8日の第2・4水曜日(全18回予定、7月第4、8月第2・4、12月第4水曜日は除く)9時30分～11時30分

※教室の内容により、時間を短縮する場合があります。

ところ AGF鈴鹿体育館、市武道館、ふれあいセンターホール

内容 レクリエーション、卓球、ニュースポーツなど

定員 100人(先着順)

参加料 65歳以上の方一人4,000円、64歳以下の方一人4,650円(令和4年4月27日(水)時点)

※いずれも保険料を含んでいます。

申込み・問合せ 4月5日(火)から15日(金)(9時～17時)までに、参加料を直接鈴鹿市スポーツ協会(江島台1-1-1 AGF鈴鹿体育館事務所内 ☎399-7120)へ

子育て応援館一般開放

子ども政策課 ☎382-7661 📠382-9054

子育て関係団体や子育てサークルが事前に登録・申請することにより使用できる子育て応援館を、就学前のお子さんと保護者の方に自由に遊んでいただくため、一般開放します。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、同時に利用できる組数を20組に制限します。

対象 就学前の乳幼児とその保護者

とき 4月12日(火)9時～12時、13時～16時

ところ 子育て応援館(白子駅前6-33 ☎387-6125)

内容 プレイルーム、体育室で自由に遊べます。

※11時ごろと15時ごろから、手遊びやパネルシアター、ふれあい遊びなどを行います。

参加料 無料

申込み 不要

※施設内ではおやつなど、食事をとることはできませんが、水分補給はできます。各自ご用意ください。

※利用にあたっては、検温を必ず行ってください。また、保護者の方はマスクの着用をお願いします。

鈴鹿国際交流フェスタ2022「わいわい春まつり」

(公財)鈴鹿国際交流協会

☎383-0724 📠383-0639

世界各国の皆さんが集まって、音楽やダンスなどを披露します。また、会場では、各国の料理や民芸品の購入もできます。

※会場での飲食はできません。

とき 4月24日(日)10時～15時30分

ところ イスのサンケイホール 鈴鹿(市民会館)

内容

○ステージ:ベトナムダンス・ジャンプダンス・カポエイラ・コリアン舞踊・和太鼓・フォルクローレ・中国舞踊・フィリピン音楽など

○キッチンカー&民芸品ブース:ブラジル・トルコ・韓国・ペルー

○国際交流ブース:イングリッシュコーナー

○国際交流団体ブース:JICA、ユニセフ、鈴とも、MIFILCO、JUF、エスペ란サ、Fun Fu Salon、鈴鹿市など

※新型コロナウイルスの感染状況により無観客開催になる場合があります。

※来場者数のコントロール・入場口でのマスク確認、消毒など、新型コロナウイルス感染防止策にご協力ください。

※参加する方は、事前に次の二次元コードから、参加者登録を行ってください。なお、当日受付で登録すれば、参加できます。

スポーツの杜 短期教室

三重交通Gスポーツの杜鈴鹿

☎392-7071 📠372-2260

申込み 4月8日(金)から、直接水泳場窓口またはホームページで(先着順)

名 称	対象	日程	時間	ところ	定員	参加料
バドミントン	19歳以上の女性	5月17日(水)	11時～12時	水泳場	15人	1,500円
エクササイズ	7歳以上の幼児(男児)	5月17日(水)	14時15分～15時15分	水泳場	20人	各1,100円
スノボ	18歳以上の方	5月17日(水)	14時15分～15時15分	水泳場	各20人	各1,100円



催し物

防火管理講習 (甲種新規・乙種) 防火・防災管理講習 (再講習)

予防課 ☎382-9160 ☎383-1447

学校、病院、工場、事業場、イベントホール、百貨店など多くの人が出入りや勤務し、または居住する建物には、建物の用途・規模・収容人員に応じて、防火管理者を置かなければなりません。

また、大規模な建物の甲種防火管理者と防災管理者は5年ごとに再講習を受講しなければなりません。

と き

○防火管理甲種新規：5月18日(水)9時～16時、19日(木)9時～15時30分(2日間の受講)

○防火管理乙種：5月18日(水)9時～16時10分

○防火・防災管理再講習：5月17日(火)13時～16時30分

と ころ 消防本部4階 多目的室(飯野寺家町217-1)

定 員 防火管理甲種新規・乙種合わせて60人、防火・防災管理再講習60人(先着順)

参加料 防火管理甲種新規・乙種は3,750円(テキスト代)、防火・防災再講習は2,000円(テキスト代)

申込み 下記期間中に、所定の申込用紙に必要事項を記入し、裏面に氏名を記載した写真(縦4.5cm・横3.5cm、正面上三分身)を貼付の上、直接予防課へ(代理人可)

受付期間

○市内在住または市内の事業所に勤務する方(市外の事業所で鈴鹿市防火協会を含む)4月19日(火)～5月6日(金) 平日8時30分～17時15分

○上記以外の方

4月26日(火)～5月6日(金) 平日8時30分～17時15分

※防火・防災管理講習(再講習)は、市内在住または市内事業所勤務などの受付条件はありません。

※申込用紙は予防課、市ホームページピックアップ、市消防本部ホームページピックアップから入手できます。

※電話予約はできません。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響や、災害の発生、その他不測の事態により急遽開催を中止する場合があります。

上級救命講習受講者募集

中央消防署 ☎382-9165 ☎382-3905

対 象 市内在住の中学生以上の方

と き 5月15日(日)9時～18時

※昼食休憩が1時間あります。昼食や飲み物などは、各自で持参してください。

と ころ 消防本部4階 多目的室

内 容 応急手当の重要性、成人・小児・乳児の心肺蘇生法の習得、AEDの取り扱い要領、異物除去法、止血法、傷病者の管理法、搬送法など

※人工呼吸の実技は、実施しません。

※後日、修了証を発行します。

定 員 25人(先着順)

参加料 無料

持ち物 動きやすい服装、筆記用具、ハンカチ(タオル可)

※マスクを着用するとともに、手洗い、うがい、咳エチケット、手指消毒にご協力ください。また発熱や体調不良の場合は、受講を控えてください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止または時間を短縮する場合があります。

問合せ・申込み 4月11日(月)8時30分から、直接または電話で中央消防署救急グループ(飯野寺家町217-1 ☎382-9164)へ

歯のこと何でも電話相談

健康づくり課 ☎382-2252 ☎382-4187

日頃から気になっている「歯に関する悩み」に歯科医師が直接お応えします。

電話番号

☎059-225-1071

☎059-225-8747

と き 4月17日(日)10時～15時

※時間帯によっては電話がつながりにくい場合があります。

相談料 無料

問合せ 三重県保険医協会(☎059-225-1071)

ものづくり産業支援センター リーダー研修

産業政策課 ☎382-7011 ☎384-0868

☎sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

対 象 市内の中小製造企業で働く係長、班長クラスの方で、8日間の研修に参加できる方

と き 5月21日(土)・27日(金)、6月4日(土)・10日(金)・18日(土)・24日(金)、7月2日(土)・8日(金) 9時～16時30分(6月10日：8時30分～16時30分、6月24日：8時30分～16時50分、7月8日：9時～12時30分)

※予備日は、7月15日(金)9時～16時30分です。

と ころ 市役所別館第3 2階 ものづくり産業支援センター会議室

内 容 ものづくり製造現場の改善手法に関する講義、グループ活動

定 員 18人(先着順)

参加料 無料

申込み 4月22日(金)までに、直接、電話、ファクスまたは電子メールで産業政策課ものづくり産業支援センターへ

ポリテクセンター三重 6月開講職業訓練受講者募集

産業政策課 ☎382-8698 ☎382-0304

対 象 ハローワークへ求職申し込みをした再就職希望者

※受講希望者は施設見学会(毎週木曜日実施)への参加が必要です。

募集科・期間

・溶接技術科・住宅リフォーム技術科：6月1日(水)～11月25日(金)

・電気施工技術科(企業実習付コース)：6月1日(水)～12月20日(火)

受講料 無料

※訓練期間中、無料で託児サービスを利用できます(要事前相談)。

申込み・問合せ 5月11日(水)までに、ポリテクセンター三重(四日市市西日野町4691 ☎320-2645 <https://www3.jeed.go.jp/mie/poly/>)へ

手話奉仕員養成講座

障がい福祉課 ☎382-7626 ☎382-7607

☎shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp

日常会話程度の手話表現技術を取得し、聴覚障がい者の支援者として携わりましょう。

対 象 市内在住・在勤または在学で手話の学習経験がなく、全課程の7割以上を受講できる18歳以上の方

と き 5月10日から令和5年2月7日までの火曜日(第3火曜日のみ翌日水曜日)19時30分～21時と土曜日(月1回程度)13時15分～16時30分(予定)

と ころ 男女共同参画センター(神戸2-15-18)(予定)

定 員 15人(応募者多数の場合は抽選)

受講料 無料(別途テキスト代3,000円+税)

申込み 4月15日(金)17時までに、申込用紙を直接、郵送、ファクスまたは電子メールで障がい福祉課(〒513-8701 住所不要)へ

※申込用紙は、障がい福祉課または市ホームページピックアップで入手できます。

※緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置が適用されている期間の講座は中止し、宣言等解除後に延期し開催します。中止期間が長期間に渡る場合は、予定期間に終了できず年度を超えた延期となる場合があります。

4月の納税・納付

○固定資産税・都市計画税…1期【納期限は5月2日(月)です】

ひがや 人権尊重の輪

新たな出会いの中で

教育指導課 ☎382-9028 ☎383-7878

☎kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

教育支援課 ☎382-9055 ☎382-9053

☎kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

昨年の広報すずか12月5日号に、本市小学校3年生の児童が書いた「おにごっこにさそってくれた友だち」という題の人権作文が掲載されました。

一人でいる時間が1番好きで、毎日昼休みには一人で本を読んでいた児童が、ある日の昼休み、友だちからおにごっこに誘われます。作文の終わりには、この出来事から感じたことが、次のように書かれています。

「一人でいる時間がすきだったのが、この日をきっかけに友だちと遊んでいる時間もすきになりました。また友だちと走りたいと思いました。そしてこれからは、Aちゃんのまねをしてたくさん友だちをさそって、たくさん外で遊びたいです。そして三年生が終わるまでに、Aちゃんを遊びにさそいたいです。」

これは、それまで一人で過ごしていた児童が、友だちからの誘いを受け入れたことで生まれた気持ちです。

春は、出会いの季節です。これまでと環境が大きく変わる人もいるでしょう。その中で、これまでの自分にはなかった価値観を持つ人と出会うこともあるかもしれません。自分と異なる価値観をすぐに排除してしまうのではなく、この児童のように、これまでの自分も、自分にはなかった新しいものも、どちらも大切だと思える柔軟な心を持って、多くの人と関わっていききたいものです。

■お詫びと訂正 広報すずか3月5日号で下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正します。

4P:正「鈴峰出張所を設置」 誤「鈴峰村出張所を設置」、

27P:正「男女共同参画課」 誤「男女協働参画課」